

平成29年梅雨期豪雨緊急支援対策事業実施要領

平成 29 年 8 月 21 日付け 29 農畜機第 2816 号承認

平成 29 年 8 月 21 日付け中酪（業務）発第 211 号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。

このような中で、平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日）における豪雨及び暴風雨（以下「平成29年梅雨期豪雨」という。）が発生したことから、被災した酪農経営体を緊急に支援する必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う平成29年梅雨期豪雨により被災した酪農経営の安定的な経営継続を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う簡易牛舎の整備等、緊急的な乳用牛の避難、乳用牛の導入、被災した牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等及び乳房炎防止のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の確保及び強化に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

1 経営継続支援対策

中央酪農会議は、第2の2の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が以下に掲げる取組を実

施するのに要する経費について補助するとともに、平成 29 年梅雨期豪雨により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体が経営継続のために以下に掲げる（１）のうち資材の購入、（２）、（４）、（５）の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

（１）簡易牛舎の整備等

牛舎の損壊等に伴って行う簡易牛舎等の整備及び既存牛舎を増築する場合の酪農経営体への資材の支給

（２）緊急避難等支援

牛舎の損壊等による緊急的な乳用牛の避難に伴って行う乳用牛及び飼料等の輸送、管理委託

（３）乳用牛導入支援

牛舎の損壊等により死亡、廃用あるいはやむを得ず売却した乳用牛について、乳用牛の購入及び当該乳用牛の酪農経営体への貸付

（４）牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

牛舎等の損壊等あるいは緊急的な乳用牛の避難に伴って行う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費を含む。以下同じ。）

（５）乳房炎防止対策

ア 搾乳機器の点検・補改修等

乳房炎防止のために行う酪農経営体が所有する搾乳機器の点検及び当該点検に基づく搾乳機器の補改修

イ 治療薬剤等の支給

乳房炎の治療薬剤及び予防用飼料添加剤の酪農経営体への支給

２ 酪農経営継続支援の推進

中央酪農会議は、生産者集団等が１の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。

第２ 事業の実施

１ 事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第２号の別添を内容とする事業実施計画を作成し、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

２ 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- イ 生産者集団の運営に関する事項
- ウ 生乳生産の振興に関する事項
- エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) 事業の対象とする酪農経営体

第1の1の(1)から(4)の事業にあつては市町村から平成29年梅雨期豪雨による畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者(以下「被災酪農経営体」という。)、第1の1の(5)の事業にあつては、被災酪農経営体及び平成29年梅雨期豪雨により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体(以下「被災酪農経営体等」という。)とする。

(3) 乳用牛の導入

補助対象とする乳用牛の頭数は、被災し死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛の頭数を上限とする。

(4) 取得した物件の管理

第1の1の(1)、(4)及び(5)のアの事業で取得した物件(以下「取得物件」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。なお、生産者集団等は事業実施年度中に完了検査を行うものとする。

- ア 生産者集団等は管理利用規程を設ける。
- イ 生産者集団等は、別紙様式第1号の平成29年梅雨期豪雨緊急支援対策事業運営状況報告書について取得物件を整備した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、中央酪農会議に提出する。ただし、取得価格の単価が50万円未満の取得物件を除く。

(5) 生産者集団等が取得しその構成員が管理利用する場合

生産者集団等は、取得物件及び乳用牛(以下「貸付物件」という。)をその構成員である被災酪農経営体等が管理利用する場合は以下のとおり取り扱うものとする。

- ア 生産者集団等の代表者は、補助金に関する経理及び資産管理等の会計処理を行う。

イ 生産者集団等は、貸付を行う場合は、管理利用する被災酪農経営体等との間で貸付契約を締結する。

ウ 取得物件の貸付期間については、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成 16 年 4 月 8 日付け 16 農畜機第 123 号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）が 10 年未満のものは 70%（1 年未満の端数切捨て）まで、同 10 年以上のものにあつては 60%（1 年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。

エ 乳用牛の貸付期間については、36 か月以上とする。

オ 貸付物件の貸付期間が処分制限期間未満であっても、貸付契約終了後も借受者の被災酪農経営体等が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該被災酪農経営体等に譲渡することができる。この場合、生産者集団等は中央酪農会議を通じてあらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）の承認を受けるものとする。

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 29 年度とする。

第 3 事業の推進指導

1 生産者集団等は、中央酪農会議及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、被災酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

2 生産者集団等は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、被災酪農経営体等に対して指導するものとする。

3 生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする被災酪農経営体等が配合飼料を利用し平成 28 年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50B 第 302 号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の

締結をしている場合、引き続き平成 29 年度において契約をしていることを確認するものとする。

第4 中央酪農会議の補助

中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の平成 29 年梅雨期豪雨緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の平成 29 年梅雨期豪雨緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30 パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の平成 29 年梅雨期豪雨緊急支援対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の平成 29 年梅雨期豪雨緊急支援対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

第6 運営状況の報告

生産者集団等は、第2の2の(4)のイに規定する別紙様式第1号の平成29年梅雨期豪雨緊急支援対策事業運営状況報告書を作成し、5月31日までに会長に報告するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 生産者集団等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の平成29年梅雨期豪雨緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

附 則（平成29年8月21日付け中酪（業務）発第211号）

1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成29年6月7日から適用するものとする。

2 平成29年6月7日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48-1号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、生産者集団等又は生産者集団等から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 酪農経営継続支援</p>	<p>(1) 簡易牛舎の整備等 (2) 緊急避難等支援 (3) 乳用牛導入支援</p> <p>(4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等</p> <p>(5) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給</p>	<p>1/2 以内 1/2 以内 1/2 以内</p> <p>ただし、1 頭当たり妊娠牛は 2 7 5 千円以内、その他雌牛は 1 7 5 千円以内</p> <p>1/2 以内 1/2 以内</p>
<p>2 酪農経営継続支援の推進</p>	<p>事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費</p>	<p>定額</p>